

Guidelines on the Ethics and Practice of Assisted Reproductive Technology and Intrauterine Insemination (2016)

倫理ガイドライン

Section 1 自然の生殖力の最適化

Section 2 不妊の定義

Section 3 習慣性流産の定義

Section 4 不妊治療サービス提供についての倫理

Section 5 IUI の倫理

(IUI は許容される)

Section 6 着床前の性別選択

(着床前の性別選択に関わる技術は許可されない)

Section 7 ART の定義

Section 8 ART の倫理

Section 9 人の生命のはじまり

Section 10 ART によって生まれた子どもの福祉

(子どもは、自分がどのようにして生まれてきたかを知る権利がある。親は子どもが一定の年齢に達したら事実を告げる責任がある)

Section 11 凍結保存：一般的な倫理ガイドライン

Section 12 医学的理由による卵子凍結

Section 13 非医学的理由による卵子凍結(社会的卵子凍結)

(社会的理由での凍結は、期待される成功率と費用効率について患者への十分な説明を条件として、容認される)

Section 14 卵巣組織の凍結

Section 15 第三者が関わる ART

(不妊治療として精子や卵子、受精卵の提供を行うことは、容認されない)

Section 16 前胚、及び胚を用いた研究

(この国で支配的な宗教的信念に照らして、現在のところ、これらを容認する余地はない)

Section 17 移植胚数と減数手術に関する倫理的考慮

(治療にあたっては、移植胚数を決める際は、多胎妊娠が起こりやすいことを考慮すべきである。減数手術は容認されない)

Section 18 PGD と PGS

(深刻な遺伝病を防ぐ目的、また性別に関係した遺伝病を防ぐ目的でのみ、容認される。社会的な理由でこれらの技術で子どもの性別を選ぶことは許されない)

Section 19 ART と HIV

(HIV 患者に対して治療を控える理由はない。不妊治療を受ける患者は、6 ヶ月おきに HIV テストを受けるべきである)

Section 20 無駄な ART 治療

Section 21 レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー(LGBT)の人々による ART ケアへのアクセス

(これらの人々に対する体外受精の提供は容認されない。フィリピンでは同性

婚、シビル・ユニオン、同性パートナーシップのいずれも認められていない。医師は、性別転換手術を受ける患者に対し、生殖能力の保存を勧めるべきである)

Section 22 国境を超えた生殖ケア (CBRC)

(フィリピンでは第三者生殖が認められていないために、国境を超えた生殖ケアは許される)

Section 23 体外培養

Section 24 卵細胞質移植

(ミトコンドリアの遺伝子に由来する疾患のリスクを減らすための卵細胞質移植、ミトコンドリア置換技術は、これらの技術の安全性が確認されるまで人に実施してはならない。さらに、子どもの親が三人になるという未解決の問題がある)

Section 25 死後生殖

(死後生殖は認められない。ただし凍結胚は事前に夫の同意があれば死後に使用してもよい)

Section 26 成体幹細胞

Section 27 ARTにおけるタイムラプスビデオ撮影

Section 28 特別なケース

実施ガイドライン

Section 1 不妊治療サービスの提供

Section 2 婚姻上の地位と不妊治療サービス

Section 3 IUI

Section 4 生殖補助技術

Section 5 移植胚数

Section 6 IVF 刺激の際の卵巣反応性のバイオマーカーとしての AMH

Section 7 ART 施設のためのガイドライン

Section 8 ART 実務家のためのガイドライン

Section 9 IVF 実施のための最低限の基準